

議案第156号

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例案

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大阪市条例第33号)
の一部を次のように改正する。

別表中「第21条第1項」を「第27条第1項」に改める。

(大阪市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

第2条 大阪市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(昭和58年大阪市条
例第35号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による廃止前の大阪市農業委員会の選挙による委員の定数に関する
条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)
附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた大阪市農
業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなるまでの間は、なおその効力を有す
る。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正するとともに、大阪市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する
必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抄)

別表 (第 2 条関係)

区分	報酬
省 略	省 略
農業委員会	
会長	日額 4,200円 ただし、農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) <u>第21条</u> 第 1 項に規定する総会 第27条 に出席する日 (以下総会出席日という。) にあつては
会長職務代理	日額 42,100円 日額 3,900円 ただし、総会出席日にあつては
委員	日額 38,600円 日額 3,500円 ただし、総会出席日にあつては
省 略	日額 35,100円 省 略

備考 省 略

(参 考)

大阪市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例

大阪市農業委員会の選挙による委員の定数は、11人とする。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。